

鳥羽市議会改革推進特別委員会会議録

令和5年10月30日

○出席委員（11名）

委員長 山本哲也
委員 山本欽久
委員 瀬崎伸一
委員 濱口正久
委員 木下順一
委員 世古安秀

議長 河村孝

副委員長 世古雅人
委員 中村浩二
委員 南川則之
委員 戸上健
委員 尾崎幹

○欠席委員（1名）

委員 坂倉広子

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井太
議事総務係書記 岡村なぎさ

次長兼
議事総務係長 平山智博

(午前10時43分 再開)

○山本哲也委員長 皆さん、おはようございます。

広報広聴委員会の皆様におかれましては、委員会に引き続きお疲れさまでございます。

ただいまから議会改革推進特別委員会を開催いたします。

なお、坂倉委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご承知おきください。

これより議事に入ります。

本日も協議いただく案件は、事項書のとおりでございます。

事項書は、グーグルのドライブのほうでご確認していただけますでしょうか。

それでは、協議事項1、議会モニター・サポーター制度についてを議題といたします。

詳細については、事務局より説明します。

事務局次長、お願いします。

○平山次長兼議事総務係長 事務局、平山です。よろしく申し上げます。

私のほうから、今回モニター制度とはどのようなものか、サポーター制度も含めてちょっと説明のほうさせていただきますと思います。

事前にドライブのほうに格納させていただきました市民参画（モニター制度等）の概要という資料のほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

まずそちらの2ページのほうにいただいでよろしいでしょうか。

○山本哲也委員長 それでは事務局、よろしく申し上げます。

○平山次長兼議事総務係長 では、2ページのほうまずご覧ください。

議会モニター制度とは（1）とありますが、モニター制度については、全国各地の市議会において導入しているものでして、明確な規定等はありません。それぞれの議会でそれぞれに目的を定めているのが現状です。

本日の説明についても一般的な事例に基づいて紹介のほうさせていただきますので、その点をご留意ください。

資料のほうに戻りますが、まず目的としては、議会の運営等に関し、市民の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させることや開かれた議会を目指すその手段として実施されています。また、モニター制度の実施によって議会や市政への関心を高めたり、議員のなり手不足の解消につながることを期待されます。このことから、議会改革の一環として実施している議会のほうが多いです。

鳥羽市においては、議会基本条例の中で、第1条において条例の目的として、市民に身近な議会及び議会活動の活性化と充実のためとうたっておりまして、また第2条においては、第2項で議会は責任ある議会として市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために途中省略しますが、市民とともに取り組むものとするとうたっておりますので、今後の検討に当たっては、これらのことを踏まえて協議していく必要があるかと思えます。

続きまして、3ページのほうをご覧ください。

議会モニター制度とは（2）とあります。こちらについては、その手法のほうに記載されています。

モニターが本会議や委員会を傍聴したり、議会の研修会に参加するものとかがあります。

意見交換会、このモニター会議と言われるものになっていくんですけども、議員と意見交換会、意見を述べるなどのやり方が主流かなという形になっています。この意見交換会ではなくて、アンケートによる場合なんかは書面による場合もあります。

続きまして、4ページの議会モニター制度とは(3)のほうをご覧ください。

モニター制度で実施している内容について公表しているところが多くて、モニター会議の協議結果を公表したりとか、出された意見に対する対応自体も公表しているところもあります。あとアンケートを実施してその結果を公表しているところなんかもあります。

続きまして、5ページのほうをご覧ください。

議会モニター制度とは(4)となります。実際どんなことをテーマにやっているのかという部分になっていくんですけども、主に2つに分かれてまして、議会の運営全般に対する意見募集とあと議会広報とかホームページ等情報発信に関する部分に特化したもので意見募集しているその2パターンがあります。

続きまして、6ページのほうをご覧ください。

議会モニター制度とは(5)です。議会モニターとはどのようなものかということをもとめてあります。

人数については、大体数名から数十人規模のところが多いです。

任期については1年から2年程度、こちらについては再任可としているケースが多いです。

よくあるのがモニター会議の出席を1回は出てくださいという形で、モニター会議への出席を義務化しているところなんかも多いです。

そういったことがモニターの人の役割というふうになってきます。

続きまして、7ページのほうをご覧ください。

モニター制度とは(6)です。議会モニター、先ほどの続きです。

④としまして、モニターは公募であったりとか、地区の代表による委嘱とか、あと議長が推薦とかというケースもあったかと思います。そういった形でモニターのほうは選ばれています。

⑤です。報酬は無償のケースが多いです。ケースとしては、記念品の配布とか市施設の無料券の配布などで、報酬ではないですけども、記念品を贈呈している場合もあります。費用弁償についても、各市町議会によって対応が分かれている感じになります。

続きまして、8ページです。

ここからは他市議会の事例のほうの紹介させていただきます。

一番スタンダードな形だった上越市議会についてちょっと例のほうを示させていただきます。

上越市議会につきましては、議会モニター会議と議会モニターアンケートからなる議会モニター制度を導入しておりまして、モニターの概要としましては、定員としては30名、こちらは各地区から1人ずつを選任していただくという形で、ちょっと人が多いところですかね、2人の地区もあるという形で、各地区から1人ないし2人を代表で出していただいて、モニターになっていただいている形になります。

任期としましては、1年、ちょっと時期がここ特殊でして、令和3年2月からスタートして令和4年3月に終わるというのがこの1年間で任期となっていました。

報酬についてはなくて、費用弁償のみで、こちらは市が所有する美術館の入場券を交付しているとのことでした。

続きまして、9ページのほうをご覧ください。

上越市議会の②です。

上越市議会でやっているモニター会議について紹介させていただくんですが、こちら令和2年末から3年度にかけてやっていたときのモニター会議になるんですけども、まず第1回、こちら2月の中旬にここにスタートしまして、2時間程度の会議を開きまして、議会モニターの委嘱をしつつ議会モニターの制度の趣旨説明なんかを1回目にやっております。主にガイダンス的な形でやっているのが1回目となります。

その後2回目としまして、まず3月定例会のほうを傍聴しまして、その傍聴したものを受けて第3回として4月の中旬に3月定例会の傍聴を終えての意見交換というのを実施しております。

続きまして、10ページのほうにいていただきたいんですが、この後第4回としまして、次は6月の定例会のほう傍聴しています。このときのアンケートのほうも実施してまして、第5回には7月下旬頃になるんですけども、6月の定例会の傍聴を終えての意見交換という形で、傍聴意見交換、傍聴意見交換というのを2回繰り返している形になります。

第6回目、これは8月下旬になってくるんですけども、これまでのモニター会議の活動の総括をして、議会モニター会議の参加者の意見とか感想とか述べてもらって最後にこれで締めるという形で、1年が終わるというスケジュールで動いていました。

11ページのほうにいていただきたいんですけども、これ上越市議会④とあるんですけども、モニター会議の令和元年度のもう1年前の上越市の動きになってきます。

こっこのときはもう1年前のときは、1回目に同じこちらもガイダンスですね、ちょっと午後と夕方こちら2回に分けてのガイダンスをやっているんですけども、モニターの委嘱と制度の趣旨説明をするという1回目については一緒です。

2回目については、8月の中旬に議会広報とかホームページについての意見交換会をして、9月の定例会を傍聴、12ページのほうにいていただきまして、10月中旬にその9月の定例会の傍聴を終えての意見交換という形で、令和2年から3年にかけてのときは、傍聴、会議、傍聴、会議という形だったんですけども、令和元年度については、1回目は広報についての意見交換をして、その後傍聴をしてそれに対する意見交換という流れでいておりました。

令和元年の第5回については、今回5回で終わりになるんですけども、この第4回に引き続いて意見交換をして終了という形で元年度はなっていました。

こういった形でやり方を練りながらだんだんバージョンアップしていく感じでやっているイメージです。

続きまして、13ページのほうお願いします。

久御山町議会の事例になってくるんですけども、こちらについては議会だよりや議会の活動内容について広く意見や提案などを聞き、内容の充実や議会活性化につなげるというふうなテーマでやっております、主体はこちら広報傍聴委員会のほうで実施しておりました。

モニターの概要としましては、定員は10名程度、こちら公募による募集でして、18歳以上市内在住の方

を対象としておりました。

任期としては1年、令和5年の9月から令和6年8月、これ本当にまさに今始まったところになってくるんですけども、このテーマでもって今進んでいるところです。

報酬としましては、こちらは謝礼として3,000円分のクオカードをこちら年額となりますが、こちらのほうを支給しているようです。

続きまして、14ページのほうをお願いします。

久御山町のほうのモニターの役割です。

こちらは、議会だよりについてのアンケート、これを年4回程度実施して、議会運営・町政運営へのアンケート、そちらを年2回で、最後にモニター会議への参加という形でこれは年に1回を予定しているようです。

こういった内容になってくるんですけども、ちょっと15ページに久御山町議会の③なんですけれども、こちらについてはほかの取組もありまして、久御山町議会では、議会モニター制度とは別に議会と住民が直接語り合う「ほんわかせっしょん」というまた別の意見交換会のようなものを行っておりまして、こちらについては、ちょっと新型コロナウイルスの影響でこの令和5年2月に3年ぶりに開催のほうしたというふうな形になっております。ですので、久御山町はこのモニター制度とは別で市民からの意見を聴取する場をまた別に設けているというのが特徴かなというところになります。

続きまして、16ページのほうになるんですが、今まで議会モニター制度について説明のほうさせていただいたんですけども、続いて議会サポーター制度とはどんなものかというのを説明させていただきます。

この議会サポーターの役割としましては、委員会において必要と認めるときに議案等の審査または調査のための参考意見を述べる。

議長が必要と認めるとき、議案等の審査または調査のための参考意見を述べることで、これは議会サポーターの役割というので、こちら登別のサポーター制度の規定になっているんですけども、こういったことなど専門的な視点から意見を述べるために設置しているものがあります。主に大学教授や公認会計士などの専門家の方が就任している制度になります。

17ページのほうをお願いします。

議会モニター制度と議会サポーター制度の違いについてなんですけれども、議会モニターについては、市民とかであったりしますけれども、議会サポーターのほうは専門家としているケースが多いんですが、明確な区分はないです。なんか規定があるわけではなくて、こういう使い分けをしているところが多いかなという形になります。

登別市なんかは両方ともサポーター制度としてやっています、制度の中で市民サポーターと専門サポーターというふうに名称を分けて運用しているところなんかもあります。

このちょっと事例のほう説明、大きい事例を説明させていただいたんですけども、もう1枚のほう資料、他市町議会の事例というもう1個の資料があるかと思うんですけども、そちらのほう移ってご覧いただけますでしょうか。こちらもドライブに入っておりますので、横書きの表になっているものになってくるんですけども、こちらその他の市町の議会の事例を一覧としてまとめているものになってくるんですけども、全部読むとあれなので、主なものだけちょっと説明のほうさせていただくんですけども、まず一番上の上越市議会

のほうは、先ほど説明しましたとおりでして、そこから4つ下の芽室町の議会、こちらのほうご覧いただきたいんですけども、こちらは平成24年から実施しているところなんですけれども、市民のモニター制度として任期は1年、人数は20人以内で、モニターについては、公募と議長の推薦からなっているところになってきます。モニターの職務については、会議やホームページへの書面での意見提出とか、あと調査項目、アンケート等への回答、あと意見交換会の出席となっていて、芽室町はこれとは別に専門家によるアドバイザー制度なんかも設けています。こちらについては、芽室町は要項のほうもちゃんと整備のほうされてまして、この表の芽室町の上にあります石川町議会や郡山市議会もモニター制度のほう実施しているんですけども、恐らく芽室町のことを参考にしたと思われる要項を酷似した要項のほう定めていて実施しているんですけども、芽室町がしっかりと作り込みがされているので、鳥羽市のほうで要項とかつく際には参考になるのかなと思っています。

ただ、先ほどの石川町議会のほうになるんですけども、要項は芽室町議会と同様の要項になっているんですけども、議会運営というよりは広報やホームページについての協議のほうにまだとどまっていて、石川町は令和4年度から開始したところなので、まだ段階的にスタートしているのかなというふうな状況です。

続きまして、次のページのほうめくっていただいて、一番上の岩倉市議会のサポーター制度についてちょっと紹介させていただきます。

こちら市民のサポーター制度なんですけれども、サポーターを公募のほか市民の中から無作為に抽出して100人規模で実施しているというところに特徴があります。無作為で抽出しているので、意見もいただけないケースなんかも加味して多めに設定しているのかなというふうに思われます。

続いて、専門家のサポーター制度なんですけれども、下のほうにあるんですけども、こちらは市民サポーターに比べて事例はちょっと少なめになっています。主に大学教授等の方に任命しているケースがほとんどでして、人数も5名から10名程度と少なめとなっています。実際のところ市民サポーターとこの専門家のモニター制度セットにしているのが一般的かなと、余り専門家だけというところがなかったかなというふうに見ています。

あと追記なんですけれども、その下の表にちょっといっていただきまして、モニターとかサポーターでもない、その他の市民参画の事例についてもちょっと記載のほうさせていただきました。事例としましては、鷹栖町議会の一般質問の通信簿や予算審査におけるニコちゃんシールと犬山市の市民フリースピーチ制度など独自の制度をまた設けているところもあります。

今のところ市民によるモニターや専門家によるサポーターの制度の事例としては多いんですけども、市民参画の手法については、決まりというのは特になくて、そのやり方は地域によって合ったものをしていくものかなと思います。

それでは、ちょっと元の資料のモニター制度の概要のほう戻っていただけますでしょうか。

18ページのほうご覧ください。よろしいでしょうか。

先ほどまでは市町の議会の事例のほうについてお話をさせていただきましたが、ここからはこれからの鳥羽市議会における議論についてのお話のほうさせていただきます。

あくまで仮にはありますが、もしモニター制度を鳥羽市で導入するのであれば、どのような検討が必要に

なるかを挙げさせていただきました。やるのであればテーマは議会運営なのか、それとも広報に特化していくものなのか、あと推進体制、実施する委員会はどこでやっていくのか、あとモニターの人数や任期とか報酬とか費用弁償をどうするのか、あとモニターを募集していく方法、公募によるのか、団体の推薦とか地区の推薦とかいろいろあるかと思うんですけども、その辺も検討が必要です。あとモニター会議を開催するのであれば、回数であったりとか、時期であったりとか、どのような内容でしていくのか、いろいろ考えていくことは多数あるんですが、実際目的としましては、鳥羽市議会における市民参画の方法として、事例は事例として参考しつつ鳥羽市議会として必要な制度を構築していくのが重要なと思います。

そこで、19ページのほうご覧ください。

本日今から協議していただく内容になってくるんですが、まず鳥羽市議会における現状把握、問題点や今の市議会が求めているものとかそういったものとあと今後協議を進めていくに当たって、検討していく体制についてこちらについての協議が本日の協議事項となっております。

事務局からの説明は以上となります。

○山本哲也委員長 事務局の説明は終わりました。

事務局から説明もありましたが、事項書では、議会モニター・サポーター制度となっておりますが、これにこだわらず広く住民参画について協議することとし、まずは鳥羽市議会の現状を整理するところから協議したいと思います。

鳥羽市議会の現状について、課題や問題点など皆様からご意見をいただきたいなというふうに思いますけれども、この今現状として、課題、問題点などぱっと思いつく方ありましたらご意見いただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

ちょっと難しいところもあるかと思いますが、現状としまして、例えばこの住民参画とかというところにつきまして、今鳥羽市議会が行っている中で、市民の方と直接意見をいただいたりですとか、そういった場所というのが今のところミライトークというところがまず一つあるのかなというふうに思います。あとそのほかにも参考人ですとか、そういったところを招致したりとかというところで声を直接聞く制度というところは、担保は一応できているのかなというふうに思いますけれども、まだまだ足りないのではないかとこのところも一つあるのではないかなというふうに思います。

これ参考までにとどめておいていただきたいんですけども、一つ議会の取組等を評価する民間団体がありまして、そういったところの評価によりますと、鳥羽市においてはこの住民参画というところは非常に弱いという評価をいただいております。ですので、この評価を上げるための取組というわけではないんですけども、より議会機能を強化させたりとか、そういったところを考えていくと、より住民参画をしっかりと担保していかないといけないのではないかとこのところ今回に至っている経緯もございますので、その辺皆さん思うところがありましたらご意見等をいただけたらと、意見やその辺をいただきたいなというふうに思いますけれども、どう感じているかという感じでもいいかなというふうに思います。もっとやはり要るのではないかと、もっと気軽に市民の方と接する機会が要るとか、そういったところ思っているところでもいいかなというふうに思いますので、ご意見のほうありましたらよろしく願いいたします。

木下委員。

○木下順一委員 今委員長言われたように、住民参画の評価というのが民間団体ではあるんですけども、低いと、鳥羽市議会としてもいろいろな情報発信はいろいろやられておるとは思うんですけども、それが市民のほうへなかなか届きにくいというのが1点とミライトークも随分回数も重ねてやってきてはおりますけれども、なかなか決まった団体に特化しておるような現在の状況の中で、その辺ももう少し掘り下げて住民と対話する機会を設けていかないかのかなというような印象を持っておりますので、ぜひとも市民と触れ合えるというか、話し合える機会をもう少し持っていけるようなモニター制度みたいのができればいいかなと、そのあたりが課題にもなっておるのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もちろんすることはしていかないかと思っておりますけれども、ただミライトーク一つにしても話を聞くだけで市民からの要望が結果として変わってない、その意見はもういただいています。その中でいくとこういうモニター制度で出てきた方々の意見が本当に反映される土台づくりをまずしていただかなんか聞くだけではやはり市民は不満に陥る可能性もありますので、そこら辺は十分基本条例の中のを触るとか、もうちょっとやはり幅広い意見を聞くならば、それに対応した結果を求めて皆さんくると思っておりますので、今のままだったら言っぱなし、やりっぱなしというような状況が生まれんようにしてこの議会改革の中にほうりこんでいただきたい、そう思っています。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

世古委員。

○世古安秀委員 大人の方のいろいろなミライトークというのは女性の方とか、いろいろな団体とかも行われておりますけれども、私はやはり将来的に鳥羽市を担う小学校、中学校、それから高校生のそういう若者とのミライトークというよりも議会ですね、高校生議会、今日の中日新聞でも尾鷲のほうがそういうふうな中学校の取組をされているというふうなことを載っておりますけれども、近隣の伊勢にしても志摩にしても様々なそういう学生とか子供、鳥羽市は加茂小学校が議会とまではいかないんですけども、そういう勉強もされておりますけれども、それをもっとやはり広げていくべきなんかなというふうに思っております。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。どうでしょうか。

戸上さんとかいかがですか。

○戸上 健委員 委員長が問題提起された議会に対する市民の声の反映というか、議会への市民の評価、それが弱いというのは僕もそのとおりでというふうに思うんです。ミライトークにしても市政に対するいろいろな要望を議会とその団体が意見交換するということで、議会そのものに対してもっとこうあってほしいと、現状こ

うだからこういうふうに改善したらどうかというようなテーマでミライトークというのはほとんどなかったんではないかというふうに思うんです。ですから、市民等の声を反映した議会に対する市民の意見、声、これを反映した制度というのは僕は今の時点で必要ではないかというふうに思いますので、このモニター制度というのはまず第一歩としてどういうふうにやっていくかということはこれからの検討課題だというふうに思うんですけれども、制度自体を導入するということは賛成です。大いに賛成です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

では、山本委員。

○山本欽久委員 僕も議員になってそんなに時間がたってないところで、僕はどちらかというと結構気軽に市民の人たちとこっちから自分から話しかけていくような格好で話としてはおるつもりではおるんですけども、もちろん今後そのミライトークとかも回数も重ねて深みも増していく方向でおる、広報広聴のほうでさせてもらっているところもありつつそこからもうちょっと市民の人たちともっと話をしながら今後の検討の課題を見つけていってもいいかなと思うんですけれども、やはり僕もお話し聞いて要望しても何かどこかで風切っておるようなところがまだそんなに僕もたって時間少ない中でもそう感じてしまうところがあるので、何かさっき尾崎委員言われたみたいに土台づくりみたいのはある程度やはりしっかりしないといけないんじゃないかなというふうには感じております。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

中村委員。

○中村浩二委員 先ほど世古安秀委員も言われましたけれども、本当に幅広い世代の声というのはやはり反映させるということがすごく私自身、個人的にもですけども、大切だと思うんですよ。若い世代、そして私たちのような40代、50代のような世代の声というのは、なかなか実際には市政などでいろいろ取り組まれていてもその世代に本当にその声が届いているのか、またその声をまた実際に要望などが届いているのかというとなかなかそうではないというような意見も実際私も聞いていますので、やはりこの間、広報広聴委員会でも議会だより「わたしの議会。」をどうしていくかという中でもたくさんいろいろな意見も出ていますし、また所管事務調査のほうでも3班のほうで子育て世代の声というのをこの間聞いてきましたけれども、やはりそういう中でももっとも市民の声、本当にまとまってなかったとしてもやはりちょっと思うところがあるという市民の方非常に多いと思いますので、その声をもっともって尾崎委員言われたように確かに土台、本当にそれがすごく大事ではあるんですけども、やはりこの聞いていくというこのスタンスというのをセッションも必要と感じております。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

たくさんご意見いただいていますけれども、そのほかいかがでしょうか。

濱口委員。

○濱口正久委員 この今聞かれているのは課題の部分だと思うんですけども、現状とかというところで、議員

活動が見えないというところに対して広報活動なり、議員活動なりをどういうふうに議会として見せていくかということが問われているんだと思うんですけれども、どの世代に対してどういような広報活動とか見える活動していけばいいのかということと本来議員活動が見えないのは多分見ない人が多くて、そもそも興味がわからないということは、議会として非常に余り期待されていない部分が多いのかなということになってしまうので、それは広報活動がやっていることが実際見えないのか、それとも資質としてのことが問われているのかということがあると思うんです。なので、どの部分を議員活動が見えない部分に対して見せていこうとするならば、広報部分でいくのか、モニターできちんと意見をもらうのかということもしっかりと考えていったほうがいいのかと思うんです。

僕が聞くのは大体何やっているか分からないということなので、広報委員長としてもきちんとした見せ方を広報紙を見る世代とは違う人たちにもちゃんと見てもらえるような活動の仕方をしていかないといけないかなというのは感じていますので、どの部分をやっていくのかなというのは確かに課題としては見えない部分はあるかと思います。今多分課題のところの洗い出しだと思いますので。

○山本哲也委員長 尾崎さん。

○尾崎 幹委員 今言われたとおりで、いろいろなミライトークもずっとやってきておると思います。議員さんみんな後援会があると思うし、そこでまた話ししたり、やはり出てくるのは結果なんですね。ほとんどが要望、要望の議論しかされてないように思います。その要望を聞く限りは、執行部もしくは市長に提案するだけではなしに政治というものは結果ありきですから、その結果が全然見えてないのが鳥羽市議会やという声は聞こえています。やはりそこを出していかないかん。提案する限りはもし執行部がしない限りは、できるものなら議員提案でやっていくとかそうなることややはり執行部の問題が入ってくるよって、そこまでしっかりとつくり上げた中でこれをモニター制度にしろ、ミライトークにしろ、聞いたらやはり結果を出す、町内会といろいろやってきておると思いますけれども、町内会要望が200以上先送りされておるわけですよ、現に鳥羽は。そういうことすらも市民の方、出ておる人は分かりますけれども、出てない方が分かるように、これだけ聞いてきたけれども、議会としては提案しておるけれども、これをやはり実行できなかった、聞くだけでなしにやはり返答をしていかないかんというのが議会の役目やと思っています。

聞いたわ、そのまま提案したという言葉だけで終わってしまうのは、これは議会の質の悪さやと思います。結果ありきで物事を進めていくような流れをつくるところは改革は進んでいますよね。そういうところまではやはりやっていかないかんのではないかと考えています。

僕はそう思っていますので、今副議長言われたように、やはりしっかりと市民の意見を聞けるような受け皿をつくらな参加してもらったよってこれが議会改革と言ったらそれは全然違う話だと僕は思っていますので、そこら辺をやはり密な形をつくり上げなければやはりそのモニター制度にしろ、私あそこで言うたよと言ってそれは結果論ですから、結果をやはり求めてモニターになったり、ミライトークの参加していただいた方は、議員に言ったから大丈夫やろうと、それが結果として何も出てなかったら信頼なくしますよね。

もう一つ、世古さん言ったように子供たちがやはりこの担い手とするならば、子供たちのスキルも本当に上げていかないかん、その中でも結果を見せることがやはりプロセスまで見せるという答えになると思いますので、そこら辺まで議会としてはやっていくべきやと僕はそう思っています。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほかに。

戸上委員。

○戸上 健委員 僕はモニター制度のよさというのは、議会に関心のある市民が議会の生の姿を現場で見ると、現場で見ているいろいろな批判なり意見を述べる機会、そういう機会が制度としてできるとそこやというふうに思うんです。議会に対していろいろな今市民の意見があるけれども、それはある意味各課そうだと思うんです。我々の議会のこういう本会議でもそうだし、委員会でもそうだけれども、そこへ実際市民が参画して参加してそしてこういうものと生身で感じてその上で意見を言うという機会は今までなかったわけですよ。本当に関心のある人が傍聴に来るぐらいなものです。議会としてはそういうものを制度として設けるといのがなかったやもんで、僕はそこが議会からの積極的な市民参画を求めると、そして一般質問にしても委員会にしても議員というのは実際こういうことをやっておりますというのを見ていただいた上で意見をもらおうと、これが一番大事ではないかなというふうに思うんです。そういう意味ではモニター制度というのをスタートするという意義はそこに僕はあるんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

いろいろと皆さんから課題を挙げていただきました。共通するところでいろいろとあるかなというふうにも思います。やはり挙げられるのが市民との接点の拡大というところをもう少しするべきやというところかなと、あとそれと聞くだけでない、あかんよねというところを強く言われているのかなと、そこをどういうふうに仕組みとして声をしっかり届け、形として残すかというところもこういったところ必要になってくるのかなというふうに思いますし、その聞くための窓口をどうつくっていくかというところが一番大事なところになるのかなというふうに感じます。

いろいろといただきましたけれども、事務局からも説明がありましたとおり、どういったところを声をいただくかというところ、戸上さんおっしゃっていただいておりますように、議会に対する意見をいただくのがいいのかとか、いろいろともらうところとか、その議会運営ですとか、その広報の部分においてもっとこうすべきなんではないかというところは、広報のところの課題であったりとかというところで意見をもらえたりとか、そういうところをしていく必要があるのかなというふうなところを感じております。

皆さんの課題からいただいておりますけれども、あとそのほか挙げられるようなこういったところ課題になってくるんじゃないかとかいかがでしょうか。どうでしょうか。出きった感じですか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今意見聞かせていただいて、本当にこの議会改革で二元代表制で執行部と対峙するところまで持っていく、改革をとするならば、今まで意見出ましたけれども、各執行部側には下部の組織の中に自治会があって、自治会連合会があって、きちんと意見を吸い上げてまとめてやっていくというところの住民意見を拾うというところがあると思うんですけれども、この中の今までモニター制度の中にも各自治会の団体さんを任命して意見を吸い上げるというのもあったと思うんですけれども、議会にはそれぞれ個々の意見とか

個々の要望とかを聞いてきて、個人的にはそれに対していろいろ発信することはあったとしても、議会全体としてまとまった意見を聞くというのはなかなかないと思うので、同じようにこの中にもありましたけれども、モニター制度の中でそういうふうな各自治会の任命組織をきちんとモニターとして持って、さらに僕はサポーター制度は賛成だと思いますけれども、専門家の意見をきちんと聞けるものを持っていけば、最終的にはきちんと執行部側と対峙できるところまでいけるのかなと思いますけれども、何の目的でどういうことをするかというところをきちんと決めておいたほうがいいのかと思います。やるんだったらどこまでやるかというところですよ。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうでしょうか。

山本委員。

○山本欽久委員 それぞれ各町内会であつたりとか、そういう人たち、例えばそういう人たちから各地域から1人、2人出てきてください、見に来てくださいというのも今現実状態でやるとしたら、なかなか例えば支援員さんを探すだけでも大変な鳥羽市の現状で、またこの時間つくって出てきてくれ、結局僕がお願いするときにあなたから言われるんやったらしょうがないか行つたわというような感じのことになってしまいかねないというのが今僕は思うんですね。時間もないし、仕事も休んで行ってやろうかというようなことになるんやたらもう意味がないから、僕の個人的な意見ですけども、ほかのところもそれだったら俺が行ってやるというような人もおるのはたくさんおられるでしょうけれども、逆にそういうところもあつてしまうとちょっと変な感じになってしまうのも困るかなということはちょっと今ふと思ったので、ちょっと意見させていただきました。

以上です。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

手法のほうとかになってくるといろいろと皆さんの思うところがあつたりですとか、そういったところは今日はちょっと手法はちょっとさておきにしておきますけれども、またそういったところを今後検討していかなこういったところの制度というのはなかなかできないのかなというふうに考えております。

ある程度皆さんから今ぱつと思いつくだけでもこういった形で課題と思われるところがたくさん出てきました。事務局からも説明あつたとおり、検討していかなあかんとところは結構やはり範囲が広いんですよ。この制度をやっていくために、そうなんです。本当にそもそもどこを濱口委員も言ってもらってどこを狙いとしていくかとかというどこを強化していくかとかというところからもうスタートしていかなあかんとことやと思いますし、そういったそのためにどういうふうな仕組みをつくっていけばいいかというところというのがすごく山盛りの検討課題になってくるかなというふうに思っております。

協議事項の中でもうその次にもありましたように、協議体制をどうしていくかというところになってくるのかなというふうに思うんですけども、これを議会改革、この本会のほうで毎回13名集まっていたいでやろうと思うと結構な日程調整ですとか、小回りがなかなかきかない感じになっちゃうのかなというふうに思っております、私からの提案なんですけれども、ひとつこれまた得意の小委員会の形をもって検討させていただいて、この本会のほうで提案させていただくという形をとらせていただきたいなと思うんですけども、

その辺協議の進め方についてご意見ちょっといただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

南川委員。

○南川則之委員 先ほど委員長が言われたように、全体でやるのは最後でやればよいということで、まずは仕組みとかいろいろなことは、小委員会で練ってもらって、それを全体会議に諮ってゴーできるというのが必要かなと思いますので、そういうことでよろしく願います。

○山本哲也委員長 いかがでしょうか。小委員会という形で案を出させていただいて、この場で報告をさせてもらいながら進めていくという形をとらせていただきたいなというふうに思います。ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

では、その小委員会なんですけれども、これもちょっと私からの提案になりますけれども、今ちょうど広報広聴委員会のほうでもその広聴機能の強化というところを検討しておるところでございまして、先ほど委員長からも一言いただきましたけれども、そういったところと広聴という部分とその市民参画というところがかぶる部分がすごく多いのではないかとこのところございまして、できましたら広報広聴委員会のほうで広報広聴委員会を小委員会として見ていただきたいなというふうに思うんですけれども、委員長。

(「なんも問題ないやろ」の声あり)

○山本哲也委員長 委員長、よろしいでしょうか。どうでしょう。

議長、すみません。

○河村 孝議長 委員長提案どおり広報広聴委員会中心にやってもらったらいと思うんですけれども、ぜひ我々は参加したいと、その小委員会に参加したいという方を受け付けてあげてほしいなと思うんです。

○山本哲也委員長 議長、ありがとうございます。広報広聴委員会には正副議長で議長も入っちゃっているので、小委員会に議長というのはあれかなというふうに思いますので、その空いた枠分ぜひ私もその小委員会に参加してこのサポーター・モニター制度、市民参画の制度と一緒に考えたいという方がいらっしゃいましたら公募枠を設けさせていただきたいなと思います。

まず、広報広聴委員会ベースでさせていただくということによろしかったですか、委員長。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 異議なしいただいていますので、またその中で決めていただければなというふうに思います。

木下委員。

○木下順一委員 広報中心にやっていただいたらいいかと思えますけれども、これからの今後の協議はこの中でやっていくのか、それとも先進地視察そういうのも含めた中でやっていくのかになると、広報にその視察のあれがなかったかなと思うさな。何かから振り替えてでもそういう機会もあってもいいのかなと思うんだけど、これは事務局、どうなんやろ。

○山本哲也委員長 いろいろな方法は何とか考えられるかなと思いますので、なるべくいろいろな手段を駆使し

ながら……。

○木下順一委員 ぜひそういうふうにやっていただけると濃いものができるのかなと思います。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

では、小委員会は広報広聴委員会を中心にした委員会で小委員会をつくりたいなというふうに思うんですけども。

○濱口正久委員 実施に向けての検討の中にテーマは議会運営、もしくはオア広報と書いてありますけれども、両方含めて広報で議会運営のことも議論していくということですか、イコールということなんですか。その中でやるんですか。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

基本的にこういうことが考えられるよねというところでこれ挙げさせていただいていますので、まず一番考えなあかんところはこの赤字で書いてある鳥羽市議会に必要な制度というのはどういうものなのかというところを根本から検討していただくという形になりますので、なのでその中で広報が必要やというふうになればそうやと思いますし、いやいや議会運営のほうに必要なんじゃないか、はたまた両方なのかというところになってくるかと思うので、その根っこから考えていく場所にしていきたいなというふうに考えております。ですので、何回もすみません、確認だけとらせてください。よろしいですか、委員長。

○濱口正久委員 異議なし。

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

あとすみません、議長の枠一つか二つ分、体二つ分ぐらいはありますので、公募枠を募集したいなというふうに思いますけれども、我こそはという方いらっしゃいましたら挙手をもって意思表示をしていただきたいなと思いますけれども、いかかでしょうか。

木下委員ありがとうございます。

そのほかいらっしゃいませんか。

いらっしゃらないようでしたら木下委員を含めたメンバーで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

それでは、今後の詳細な検討については、小委員会のほうで協議することとさせていただきます。その小委員会は、広報広聴委員会のメンバー、議長の代わりに木下委員に入っただいてそういった7人になりますけれども、そのメンバーで今後協議していきたいなというふうにしたいと思っております。ありがとうございます。

次に、協議事項2に移りたいと思っております。

その他でございます。委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○山本哲也委員長 ありがとうございます。

ないようですので、本日の協議事項は全て終了といたします。

なお、小委員会の開催につきましては、後日改めて連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

す。

これもちまして、議会改革推進特別委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(午前11時34分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年10月30日

議会改革推進特別委員長 山 本 哲 也